

堺市監査委員公表第 28 号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 10 日

堺市監査委員	札	場	泰	司
同	大	林	健	二
同	原		繭	子
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	包括外部監査	
監 査 実 施 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和8年1月28日	
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所 管 部 課 等
第2 外部監査の結果 (1) 税業務全般 【意見1：申告書の確認をするためのチェック体制】 (20頁) 申告納付制度又は申告書の提出を受ける税目において、申告書の不備等を発見するチェック体制が税目により異なっていた。 事務手続の明確化や均一化の観点から、チェックリストを作成しているが活用が不十分な税目については活用を、チェックリスト、マニュアル等を作成していない税目については申告書確認のためのチェックリスト、マニュアル等の作成を検討されたい。 (2) 法人市民税 【意見2：「設立・設置申告書」及び「異動申告書」の入力チェック】 (30頁) 職員が税総合電算システムとの一致を確認する場合には、責任の所在を明確にする観点から、税総合電算システムとの一致を確認した都度、法人等から提出された「設立・設置申告書」及び「異動申告書」に署名や押印等の確認者が特定できる証跡を残すことを検討されたい。	【チェックリストを作成しているが、活用が不十分な税目（事業所税）】 当該チェックリストを担当者間で書面にて共有し、申告書審査や事務引継資料として活用するように事務を見直しました。 【チェックリスト、マニュアル等を作成していない税目（固定資産税（償却資産））】 提出された申告書のチェックポイントをまとめたマニュアルを作成済みです。 令和7年7月以降、申告書等（設立・設置申告書、異動申告書）の内容を税総合電算システムに入力した職員及びその入力内容を確認した職員は、申告書等の余白に署名することをマニュアルに追記の上、当該ルールを改めて職員に口頭で周知し、確認者の証跡を明確にする運用に改めました。	財政局 税務部 税制課 財政局 市税事務所 法人諸税課

【意見3：未申告法人等の調査】 (31頁) 未申告法人等の調査に当たり、大阪府税事務所からの「課税標準額通知」が到着していないことの確認は、到着すれば賦課事務を執行するため未申告法人等の調査票には抽出されないこと、また、これまでこの確認が課税捕捉に結びついたことはないとのことであったことから、限られた人員と時間の中で事務を進めていくためにも取りやめを検討されたい。 【意見4：資本金等の記載がない確定申告書】 (31頁) 資本金等の額は法人市民税の均等割額の基準となる重要な情報であるため、確定申告書において空欄になることがないように法人等への周知をされたい。 (3) 個人市民税 【意見5：「市民税・府民税申告書」の入力チェック】 (41頁) 市民税課の職員が入力点検シートを用いて、申告書の情報と申告支援システムへの入力情報との一致を確認し、入力点検シートに署名するルールとなっているが、申告書と入力情報との一致を確認した職員の署名がない入力点検シートが複数発見された。 申告書の申告支援システムへの登録は重要であり、責任の所在を明確にする観点から、点検した職員の署名を記載されることを徹底されたい。 【意見6：事業所均等割課税対象者の特定条件】 (42頁)	過去一定年度において未申告である法人を職権抹消する際、マニュアルに記載していない「課税標準額通知」の有無の確認を行っていましたが、監査人の意見を踏まえ、この確認について必要性を精査した結果、不必要であると判断し、令和7年10月以降、行わない運用に改めました。 令和8年度初回の申告書発送分（令和8年5月20日）から、同封するチラシに啓発文を記載し申告者に周知しています。 令和7年8月の現地調査で監査人から指摘を受けてすぐに、内容を確認した職員が入力点検シートへ署名するルールをマニュアルに追記し、併せて職員に当該ルールを改めて口頭で周知しました。 加えて、これまで入力点検シートの備考欄に署名していたものを、令和8年度（令和7年分）からシート内に署名欄を新たに設け、確認者の証跡を明確に示す様式に改めました。	財政局 市税事務所 法人諸税課 財政局 市税事務所 法人諸税課 財政局 市税事務所 市民税課
---	---	---

堺市では、事業所均等割課税対象者の特定について、一定の条件で事業所均等割課税対象者を特定し、納税通知書を送付している。 課税対象者の特定条件として以下の全てに該当した場合には抽出されない条件となっていた。 a 堺市又は堺市にある税務署に開業届や課税資料が提出されていない b 事業所の所在地が堺市であるが、堺市に住民登録がない c 新規事業所又は過去に堺市で課税実績がなく青色申告決算書を堺市外の税務署で提出している事業所（他市回送分を除く。） 現状の条件としている理由は、課税対象者を特定し、効率的に課税捕捉を行うためであるが、上記条件に該当する事業所については、課税対象から漏れてしまうため、課税の公平性の観点から他の資料からも課税対象者の特定をすることを検討されたい。 (4) 固定資産税（土地） 【指摘1：非住宅用地の認定誤り】 (56頁) 土地の課税明細データにおいて、非住宅用地として登録されていた4件の土地について、実態は併用住宅用地であった。それによる、課税の影響は、令和3年度から令和7年度までの累計で、2,312,700円の減額であった。課税の公平性の観点から正確な住宅用地の認定を実施されたい。	令和8年度は、他の資料のうち、新規許可申請件数が最も多く、課税につながる可能性が高い「食品衛生法による営業許可申請書・食品衛生に関する条例による営業許可申請書」の情報を活用した課税対象者の特定を実施し、その効果を検証して、対象の拡大など翌年度以降の取組を検討します。 当該土地については令和7年12月に令和3年度分から令和7年度分まで減額の賦課決定済みです。 なお、現在は家屋係の調査により判明した家屋の用途について土地連絡票に記載し土地係と共有しています。 令和8年度の課税事務から上記に加え、GIS（地理情報システム）の活用など効率的な課税明細データの突合を実施するほか、用途変更があった場合に市へ連絡が必要であることを記載	財政局 市税事務所 市民税課 財政局 市税事務所 固定資産税課
---	--	---

【指摘2：使用者課税の未実施】 (57頁) 堺市では、地方税法第343条第5項に基づき、使用者課税を実施しているが、今回の調査において、相続人不存在又は土地所有者不明により課税ができていない土地が2件あり、課税への影響は、令和4年度から令和7年度までの累計で、399,400円の増額であった。 今回の調査で発見した土地については、監査での指摘後、速やかに現場確認と関係者への聞き取り調査を実施し適正課税を実施されているが、同様のことがないよう適正な事務執行を実施されたい。 【意見7：家屋の種類の変更登録漏れ】 (58頁) 家屋の課税明細データにおいて、家屋の種類が店舗であるにもかかわらず居宅として登録されている等、家屋の種類が実態と異なる内容が87件発見された。 課税に影響があるものはなかったが、家屋の種類の変更によって土地の住宅用地認定に変更が生じた場合、土地の固定資産税に影響を及ぼすこととなるため、家屋の種類の変更について適時適切な把握及び家屋（補充）課税台帳への登録を実施されたい。 【意見8：家屋の所在地番の登録誤り】 (58頁)	している納税通知書リーフレットの内容に見出しを付けて分かりやすく改め、令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。 当該土地については令和7年12月に使用者課税の開始時点である令和4年度分から令和7年度分まで賦課決定済みです。 今後の対応については、相続人不存在及び土地所有者不明の固定資産について毎年1回、実地調査による使用実態等の事実確認を行います。 当該家屋については、直ちに課税台帳の家屋の種類を正しい内容に変更しました。 また、家屋の種類の変更について適時適切に把握するため、令和8年度の課税事務から、「食品衛生法による営業許可申請書・食品衛生に関する条例による営業許可申請書」の情報が課税捕捉につながるかを検証します。 上記に加え、用途変更があった場合に市へ連絡が必要であることを記載している納税通知書リーフレットの内容に見出しを付けて分かりやすく改め、令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。	財政局 市税事務所 固定資産税課 財政局 市税事務所 固定資産税課
--	---	---

家屋の課税明細データにおいて、家屋の所在地番が実態と異なっているものが38件発見された。家屋の所在地番は、課税額に影響はないものの課税の元となる基礎情報であり、納税者に通知する「固定資産の課税明細書」に記載される情報であるため、適時適切な登録を実施されたい。 【意見9：家屋の滅失登録漏れ】 (59頁)	当該家屋については、直ちに課税台帳の所在地を正しい内容に変更しました。 また、令和8年度の課税事務から、GIS（地理情報システム）の活用などにより効率的に所在地番を把握する手法を導入します。	財政局 市税事務所 固定資産税課
家屋の課税明細データにおいて、家屋の滅失登録漏れが3件発見された。毎年実施している航空写真の情報等を活用し、適時適切な登録を実施されたい。 【指摘3：住宅用地の認定誤り】 (59頁)	当該家屋については、直ちに課税台帳の滅失処理を実施しました。 現在は毎年実施している航空写真の情報等を活用し、滅失登録漏れがないよう家屋の異動判読を行っています。 また、家屋を滅失した場合に市へ連絡が必要であることを記載している納税通知書リーフレットの内容に見出しを付けて分かりやすく改め、令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。	財政局 市税事務所 固定資産税課
土地の課税明細データにおいて、専用住宅用地として認定されていた27件の土地について、実態は併用住宅用地であったものが20件、非住宅用地であったものが7件発見された。そのうち、課税額に影響のあったものは9件であり、課税への影響は、令和3年度から令和7年度の累計で2,816,000円の増額であった。 課税の公平性の観点から正確な住宅用地の認定を実施されたい。	当該土地については、令和8年2月に令和3年度分から令和7年度分まで（一部は用途変更が確認できた時点から）増額の賦課決定済みです。 なお、現在は家屋係の調査により判明した家屋の用途について土地連絡票に記載し土地係と共有しています。 令和8年度の課税事務から上記に加え、GIS（地理情報システム）の活用など効率的な課税明細データの突合を実施するほか、用途変更があった場合に市へ連絡が必要であることを記載している納税通知書リーフレットの内容に見出しを付けて分かりやすく改め、令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。	財政局 市税事務所 固定資産税課

【意見10：家屋の用途登録の誤り】 (60頁) 家屋の課税明細データにおいて、家屋の用途が居宅であるにもかかわらず酪農舎として登録されている等、家屋の用途が実態と異なる内容が5件あった。 いずれも課税額への影響はなかったが、家屋の用途は年度ごとの評価額を算出するうえで重要な情報であるため、適切な用途登録を徹底されたい。	当該家屋については、直ちに課税台帳の家屋の用途を正しい内容に変更しました。 また、令和8年度の課税事務から、「食品衛生法による営業許可申請書・食品衛生に関する条例による営業許可申請書」の情報が課税捕捉につながるかを検証します。 上記に加え、用途変更があった場合に市へ連絡が必要であることを記載している納税通知書リーフレットの内容に見出しを付けて分かりやすく改め、令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。	財政局 市税事務所 固定資産税課
【指摘4：土地の地目誤り】 (61頁) 土地の地目が「田」「畑」「山林」で課税されているにもかかわらず、実態は宅地であったものが5件発見された。課税への影響は、令和3年度から令和7年度までの累計で、535,800円の増額であった。 課税の公平性の観点から正しい税額での固定資産税の賦課決定を実施されたい。	当該土地については、令和8年2月に令和3年度分から令和7年度分まで増額の賦課決定済みです。 なお、現在は家屋係の調査により判明した家屋の用途について土地連絡票に記載し土地係と共有しています。 令和8年度の課税事務から上記に加え、GIS（地理情報システム）の活用など効率的な課税明細データの突合を実施するほか、用途変更があった場合に市へ連絡が必要であることを記載している納税通知書リーフレットの内容に見出しを付けて分かりやすく改め、令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。	財政局 市税事務所 固定資産税課
【意見11：変更等が生じた場合の届出に対する市民へのアナウンスの強化】 (62頁) 土地の用途変更や家屋の滅失等の事由は、土地や家屋の所有者が堺市に届出を行わなければ、堺市側で適時に情報を把握	納税通知書リーフレットを見直し、用途変更があった場合に市への連絡が必要であることをより分かりやすい表現に改め、	財政局 市税事務所 固定資産税課

することは困難であるだけでなく、調査コストもかかる。 したがって、変更があった場合には速やかに堺市に届出を行うよう、堺市のSNSツールを使用した情報発信を実施する等、市民へのアナウンスの強化を実施されたい。 【意見12：土地及び家屋における課税明細データの突合手続の実施】 (62頁) 土地及び家屋における課税明細データの突合手続として、土地の地目及び家屋の用途・種類がイレギュラーな組合せ条件を3つ設定し、それぞれの組合せ条件に該当したイレギュラーデータの調査を実施した結果、課税誤りだけでなく、多くの登録漏れや登録誤りが発見された。 今後、航空写真による手続等、現状実施している内容に加え、土地及び家屋における課税明細データの突合手続として、様々な土地の地目及び家屋の用途・種類がイレギュラーな組合せ条件での調査を実施することを検討されたい。 【意見13：納税通知書の返戻件数減少のための取組の検討について】 (63頁) 堺市では、毎年5月上旬頃に納税義務者に納税通知書を送付しているが、納税義務者が転出等により所在不明の場合は納税通知書が固定資産税課に返戻される。 納税義務者が転出届を提出することなく堺市外へ転出した場合や老人ホーム等の施設へ入所した場合は、固定資産税課で納税義務者を捕捉することは困難となり、返戻原因調査が難航を極めることとなる。そこで、現在行われていない返戻件数減少	令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。併せて、堺市ホームページをはじめとした情報発信の方法を見直し、アナウンス強化を進めています。 今回の監査で実施した土地・家屋の突合作業を継続して実施するほか、令和8年度の課税事務から、GIS（地理情報システム）を活用した土地家屋のマッチング作業を組み合わせ、より精度の高いデータマッチングを実施します。 納税通知書リーフレットに居所を変更した際には届出が必要である旨を追加し、内容をより分かりやすく改め、令和8年度の納税通知書送付時に同封しました。併せて、堺市ホームページにも掲載し、届出の必要性について周知しています。	財政局 市税事務所 固定資産税課 財政局 市税事務所 固定資産税課
---	---	---

のための取組を検討されたい。 (5) 固定資産税（家屋） 【意見14：管理表の作成のルール化及び管理表様式の改善】 (73頁) 比準評価による家屋の評価額算出のため、新築・増築等を行った所有者に対して、使用部材の調査のための調査票の郵送・回収を行っている。 調査票の郵送・回収・督促が万全に行われるようにリストによる一元管理をルール化し徹底することが望まれる。 また、現在作成している管理表は、調査票の回収期限や未回収の場合の催告の状況に関する記載欄がないことから、これらの項目を追加した管理表の様式の作成を検討されたい。 【意見15：誤課税による返還金の対応について】 (73頁) 令和6年度に家屋破壊処理漏れにより2件の返還金が生じている。 家屋破壊処理漏れによる返還は、課税誤りが発覚したときを起算に家屋が滅失された時期まで最長で20年遡って返還を行うこととなる。そうすると、家屋滅失時期は返還金算定のための重要な要素であることから、その判断においては、納税者から滅失工事証明や工事の領収書等の疎明資料の入手可能性について慎重に検討されたい。 (6) 固定資産税（償却資産） 【意見16：税総合電算システムに取り込まれたデータのチェックに対する担当者の署名】 (83頁)	比準評価を行う家屋だけでなく登記申請があった家屋についても、令和8年度の課税事務から進捗状況を管理できるよう、リストによる一元管理をルール化し、管理表も調査票の回収期限や未回収の場合の催告の状況に関する記載欄を追加した様式に令和8年3月に変更しました。 家屋が破壊処理された場合、原則として納税者に対し滅失時期の疎明資料の提出を求め、資料が存在しない場合は現在の航空写真での確認作業に加え、家屋届出書と共に疎明資料が提出できない理由を記載した申立書を提出させた上で、疎明資料の入手可能性を慎重に検討します。	財政局 市税事務所 固定資産税課 財政局 市税事務所 固定資産税課
---	---	---

データの内容の確認業務について、担当者のチェック証跡は確認できたが担当職員を特定できる署名や押印等はなかった。 現状のルールでは担当者の署名や押印を実施することにはなっていないが、責任の所在を明確にする観点から、担当職員が特定できる署名や押印等の証跡を残すことを検討されたい。 【意見17：税務署資料や保健所資料の閲覧計画表の作成】 (84頁) 堺市では毎月1回職員が税務署に赴き、申告に疑義のある法人を抽出しているが、時間的制約により、全ての決算月の法人を確認するには数年かかる状況となっている。 そこで、補完として保健所の資料等を確認しているが、保健所の資料についても、時間的制約の関係上、全業種を確認するには数年かかる状況となっている。 地方税法第17条の5第5項において、固定資産税に係る賦課決定は、「法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない」ことを踏まえると、確実に4年以内には全決算月の法人を網羅的に確認することが望ましいところ税務署資料を確認する閲覧計画表は作成されていない。網羅的な調査を計画的に行うために、税務署資料閲覧計画表を作成することを検討されたい。 また、税務署資料の補完の役割を担っている保健所資料の閲覧についても適切な期間内に資料を確認して調査を実施することが望ましい。調査対象の法人を計画に基づき漏れなく確認するために、税務署資料の閲覧計画を考慮した上で、保健所資料閲覧計画表も併せて作成することを検討されたい。	令和8年度分課税から入力業務や入力後の確認業務について処理した職員がわかるよう押印し、確認者の証跡を明確にすることをマニュアルに追記の上、当該ルールを改めて職員に口頭で周知し、運用を改めました。 令和7年11月からはエルタックスで当該データをダウンロードして確認する方法に切り替え、同月に4年で網羅的に調査を完了する計画を作成しました。 また、同月に、別途実施している保健所資料による調査についても、食品営業許可など4業種を対象として、4年で調査を完了する計画を作成しました。	財政局 市税事務所 固定資産税課 財政局 市税事務所 固定資産税課
--	---	---

【意見18：税務署資料を閲覧する法人選定基準や指針の文書化及び標準化】 (84頁) 税務署資料を閲覧する法人の選別においては金額基準等を設けておらず、明文化されていない。 税務署資料の調査対象の抽出は重要な作業となるため、選定の基準や指針を業務フローに文書化して明確にし、標準化することを検討されたい。 (7) 事業所税 【意見19：マニュアルの共有】 (94頁) ノウハウや経験を継承し、担当者の変更等に備えるために、組織的かつ継続的な手続の実施を確立、維持するよう、課税客体を確認するための詳細なマニュアルを書面にて共有することを検討されたい。 (10) 収納・滞納整理 【意見 20：差押財産の取立ての目安や判断基準等の整備】 (116頁) 令和6年度の預貯金、生命保険取立未了リストを閲覧したところ、平成30年から滞納している市税が確認された。当該滞納債権に対して滞納者が加入している生命保険の差押えを実行しているにもかかわらず、国税徴収法基本通達を考慮し、換価されず長期にわたって差押えの状態が継続していた。 課税の公平性を担保しつつ、滞納市税の回収を効果的に進めるため、納税課職員の経験・判断のみに委ねるのではなく、差押財産の取立ての目安や判断基準等を整備することを検討されたい。	意見17等に対する対応方針・方向性のとおり、エルタックスで資料をダウンロードし、4年間で税務署資料全件を閲覧する仕組みに切り替えたことにより、選定基準の作成は不要としました。 担当職員が作成していたマニュアルを令和7年10月に担当者間で書面にて共有しました。捕捉調査のノウハウや経験を組織的かつ継続的に継承し、確立、維持します。 財産の差押えについて、毎年取立未了案件の事務に着手する7月までに、その種別や滞納者の状況に応じた取立までの期間に係る考え方（目安）を整備します（当該目安については、令和8年7月までに作成。以降は必要に応じて見直しを行う）。併せて、各担当者に差押え後の財産管理に注意するよう周知します。また、課全体の該当案件の洗い出し、担当者への情報提供等についても、より適切な方法に変更します。	財政局 市税事務所 固定資産税課 財政局 市税事務所 法人諸税課 財政局 市税事務所 納税課
--	---	---